令和　　　年　　　月　　　日

　坂戸市農業委員会長　様

　　　　　　　　　　下記のとおり、農業経営基盤強化促進法により、利用権の設定（移転）をしたいので申し出ます。

**申　出　者**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 住　　　　　　　　　　所 | 氏名又は名称 | 生　年　月　日 | 電　話　番　号 |
| )利用権の設定(移転)を受ける者(借受人) |  | ㊞  | 昭平　　　年　　月　　日 |  |
| )利用権の設定(移転)をする者(貸付人) |  | ㊞  | 明･大昭･平年　　月　　日 |  |

**１．申出の内容**（申出区分　１.新規 ２.更新　３.移転　４.転貸）　　　　　　　　　　　　**（太線の枠の中だけを記入して下さい）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利 用 権 を 設 定（ 移 転 ）す る 土 地 | 設 定（ 移 転 ）す る 権 利 | 自 宅からの距 離（㎞） |
| 区　域 | 所　　在 | 現況地目 | 面　　積(㎡) | 作付計画 | 始　　期 | 終　　期 | 存 続期 間 | 支　払方　法 | 借　　賃(10ａ当り) | 支払期限 | 利用権の種類 |
| 大　字 | 字 | 地　番 |
| 1 農 振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3 物 納 |  kg |
| 1 農 振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3. 物 納 |  kg |
| 1 農 振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3.物 納 |  kg |
| 1 農 振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3.物 納 |  kg |
| 1. 農　振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3.物 納 | kg |
| 1. 農　振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3.物 納 | kg |
| 1. 農　振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3.物 納 | kg |
| 1. 農　振2. その他 |  |  |  |  |  |  | 令和　　　年月日 | 令和　　　年月日 | 年月 | 1. 現 金2. 口 座 | 円 |  月　 日 |  1.賃 貸 借 2.使用貸借 |  |
| 3.物 納 | kg |
| 合　　　　　　　計 |  |

**２．借受人の農業経営の状況等**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経 営 面 積（㎡） |  | 利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事状況 |  | 農機具の所有状況 |
| 自作地 | 田 |  | 耕運機 |  | 台 |
| 畑 |  | トラクター |  | 台 |
| 計 |  | 農業専従者(年１５０日以上の従事者) | 男　　　　人女　　　　人 | もみすり機 |  | 台 |
| 借受地 | 田 |  | 乾燥機 |  | 台 |
| 畑 |  | 農業補助者 | 男　　　　人女　　　　人 | 田植機 |  | 台 |
| 計 |  | コンバイン |  | 台 |
| 合　　計 |  |  委員署名 | トラック |  | 台 |
| その他(ｴﾝｼﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟ) |  | 台 |

３　共通事項

　　この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の申出内容に定めるもののほか、次に定めるところ

　による。

（１）　借賃の支払猶予

　　　　利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得

　　　ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支

　　　払を猶予する。

（２）　解約に当たっての相手方の同意

　　　　甲及び乙は利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

（３）　転貸又は譲渡の禁止

　　　　乙は、あらかじめ農業委員会に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡しては

　　　ならない。

（４）　修繕及び改良

　ア　甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

　イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（５）　租税公課の負担

　ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

　イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和２２年ご法律第１８５号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

　ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（６）　目的物の返還

　　　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から３０日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力や、目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

（７）利用権に関する事項の変更の禁止

　　 甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定された利用権に関する事項は変更しないものとする。

　 ただし、甲、乙、及び農業委員会が協議の上、真にやむを得ない認められる場合は、この限りでない。

（８）　利用権取得者の責務

　　　　乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率かつ適正に利用しなければならない。

（９）　その他

　　　定めのない事項については、甲、乙、及び農業委員会が協議して定める。

４　添付書類（農地所有適格法人以外の法人は全てを添付すること）

　１　定款（原本証明付き）

　２　登記簿謄本（全部事項証明書）

　３　営農計画書

　４　株主名簿又は組合員名簿

　５　地域における適切な役割分担要件の確約書